

令和 5 年度における新型コロナウイルス感染症への対応等について

平素は、本市の教育活動に、ご理解とご支援を賜り、誠にありがとうございます。
また、これまで新型コロナウイルス感染症予防等に御協力いただき感謝申し上げます。

さて、国や県の通知等を受けて、令和 5 年 4 月 1 日より「学校園における新型コロナウイルス感染症対策ポイントマニュアル（R2.5.22 発出 R5.3.15 改訂）」を一時見合わせ、下記のように対応しながら、教育活動を進めてまいります。

ご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

記

1 マスクの着用について

学校の教育活動の実施にあたっては、マスクの着用を求めないことを基本としますが、マスクの着脱については強要するものではありませんので、ご家庭で判断いただきますようお願いいたします。

ただし、学級・学校の状況や教育活動内容によっては、ある一定期間マスクの着用をお願いすることもありますので、感染症拡大防止にご理解いただきますようお願いいたします。

2 家庭での健康観察について

これまでと同様、ご家庭で健康観察を行っていただき、本人が発熱等の風邪症状や疑わしき体調変化のある場合は、登校園を控えていただきますようお願いいたします。

なお、毎朝の健康チェックカードを学校へ提出する必要はありません。

3 欠席・出席停止等の考え方について

【変更前】同居のご家族に発熱等の風邪症状がある場合、無理をせず自宅待機する。



【変更後】園児児童生徒等（本人）に発熱等の風邪症状がなければ登校園できる。

※出席停止の取扱いについては、4 月 1 日～5 月 7 日までは、これまでと同じように行います。

- ・感染が判明したもの
- ・感染者の濃厚接触者に特定されたもの
- ・発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がみられるもの 等

4 臨時休業の考え方について

新型コロナウイルス感染症が確認された場合の臨時休業の考え方を季節性インフルエンザの考え方に合わせて運用することとします。

【臨時休業の基準】

新型コロナウイルス感染症又はインフルエンザと診断された者及び同様の症状で欠席した者が在籍者の 20%程度に達した場合に、学校園長・校医等と協議して決定します。

5 学校園での感染症対策について

「換気」「手洗い」「消毒」「距離の確保等」については、引き続き徹底しながら、感染症拡大防止に努めてまいります。

6 その他

○風通しのよくない教室等では、空気清浄機やサーキュレーター等活用しながら換気対策を講じます。

○5月8日以降の対応について変更があれば、改めてお知らせいたします。